

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第11回）

◆開会年月日	令和7年6月23日（月曜日）									
◆開催の場所	第3委員会室									
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義		委員					
	堀込彰二	副委員長	矢部正平		委員					
	森 覚	委員	吉岡 健		委員					
	中島綾菜	委員	斉藤雄二		委員					
	平山杏香	委員	松井優美子		委員					
◆欠席委員	なし									

- ◆協議事項
- 6月定例会最終日の運営について
- * 本会議中におけるタブレット端末の音について
＜発議者：斉藤委員＞
- ※ 検討事項について
- 1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

◆議事内容

午前9時29分開会

6月定例会最終日の運営について

1 各常任委員長報告について

各常任委員長から議案の審査の結果について報告があった。
議案の委員会審査結果表は別紙のとおり。
よって、審査が終了した議案を議題とし、各常任委員長報告を行うもの。
報告時期は、議案の上程後。 → 了解
各常任委員長報告に対する質疑は、先例により行う。 → 了解
なお、質疑通告は、各常任委員長報告終了後に休憩し、受け付ける。
→ 了解
（「続行」の声があれば、議事を流す。）

2 市長追加提出議案について

- ・第57号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第5号）
議案については、議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただく。
→ 了解
 - 上程時期 → 市長提出議案の採決後に上程することを決定
 - 質疑通告 → 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から市長追加提出議案の説明終了後の休憩まで受け付けることを決定
- ※発言通告の締め切りについては、議会運営委員会終了後、LINEWORKSのトークにてお知らせさせていただく。
→ 了解

- 質疑時間 → 答弁を含め80分以内とすることを決定
- 質疑時期 → 通告受付の休憩再開後とすることを決定
- 委員会付託 → 省略することを決定
- 討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定
- 採 決 → 電子採決によることを決定

市長追加提出議案に対する質疑通告があった場合は、発言通告者数及び通告時間の確認について御協議いただくため、質疑通告受付後に議会運営委員会を開催いただきたい。 → 了解

(質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。)

3 議員提出議案について

・議第2号議案 から 議第6号議案の5件（意見書5件）

- 上程時期 → 市長追加提出議案の採決後に上程することを決定
- 質疑通告 → 説明終了後に休憩し、受け付けることを決定
- 委員会付託 → 省略することを決定
- 討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定
- 採 決 → 電子採決によることを決定

(質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。)

4 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会第1回正副議長会〔7月1日（火）・埼玉県吉川市〕及び令和7年度県南七市治水大会〔7月9日（水）・埼玉県川口市〕に議員を派遣するため、地方自治法 及び 会議規則の規定により、議決を行うもの。 → 了解

5 議事日程について

別紙議事日程のとおり → 別紙のとおりとすることを決定

※ 休憩箇所の確認 → 了解

6 その他

(1) 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

令和7年5月9日告示の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙（市議会議員区分）については、候補者が定数を超えなかったため、選挙は実施しない。 → 了解

(2) 定例会閉会後の議場について

定例会閉会後の議場について、行事等が予定されていることから紛失等防止のため自席の私物は置いたままにしないようお願いしたい。 → 了解

午前9時39分休憩

午前9時42分再開

*** 本会議中におけるタブレット端末の音について**

※「先日的一般質問中にタブレット端末の音が鳴ることがあった。これまでも携帯電話が鳴った場合には謝罪があったこともあるが今回は謝罪がなかった。本会議中においてタブレット端末の音を鳴らすことは、草加市議会タブレット端末使用基準にも反しているため、全ての議員にタブレット端末使用基準の徹底を要望したい。」＜斉藤委員＞

※「斉藤委員から草加市議会タブレット端末使用基準を全議員が徹底するように要望があったので、徹底をお願いしたい。」＜佐藤委員長＞

→ 草加市議会タブレット端末使用基準を全議員が徹底することを確認

検討事項について

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

6月16日の議会運営委員会で本日の議会運営委員会において、「反問権の導入について」協議する次会日程を決めることとしていたため、閉会中の日程についてご協議いただきたい。

※「草加自民党・無所属の会が反問権の導入について会派に持ち帰っている状況だが、次会日程はいつがよいか。」＜佐藤委員長＞

※「次会日程はいつでもよい。」＜松井委員＞

※「7月16日（水）の午後1時30分からでよいか。」＜佐藤委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 次会日程は、7月16日（水）午後1時30分から議会運営委員会を開催し、検討事項「議会改革について」反問権の導入について検討することを決定

※「次回の議会運営委員会では、視察の有無だけでなく、ちゃんと話し合える内容になるようお願いしたい。」＜吉岡委員＞

※「草加自民党・無所属の会は調査事項、視察先について意見をまとめてきてほしい。」＜佐藤委員長＞

午前9時50分閉会

-
- ◆配付資料
- ・ 議会運営委員会協議事項
 - ・ 委員会審査結果表
 - ・ 市長追加提出議案
 - ・ 議員提出議案
 - ・ 議員の派遣
 - ・ 議事日程

議会運営委員会協議事項

令和 7 年 6 月 2 3 日（月）

午前 9 時 3 0 分 第 3 委員会室

6 月定例会最終日の運営について

1 各常任委員長報告について

各常任委員長から議案の審査の結果について報告があった。

議案の委員会審査結果表は別紙のとおり。

よって、審査が終了した議案を議題とし、各常任委員長報告を行うもの。

報告時期は、議案の上程後。

各常任委員長報告に対する質疑は、先例により行う。

なお、質疑通告は、各常任委員長報告終了後に休憩し、受け付ける。

（「続行」の声があれば、議事を流す。）

2 市長追加提出議案について

- ・第 5 7 号議案 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 5 号）

議案については、議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただく。

○上程時期 市長提出議案の採決後

○質疑通告 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から市長追加提出議案の説明終了後の休憩まで

※発言通告の締め切りについては、議会運営委員会終了後、LINEWORKSのトークにてお知らせさせていただく。

○質疑時間 答弁を含め 8 0 分以内

○質疑時期 通告受付の休憩再開後

○委員会付託 先例により省略

○討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。

○採 決 電子採決

市長追加提出議案に対する質疑通告があった場合は、発言通告者数及び通告時間の確認について御協議いただくため、質疑通告受付後に議会運営委員会を開催いただきたい。

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

3 議員提出議案について

- ・議第2号議案 から 議第6号議案の5件（意見書5件）
 - 上程時期 市長追加提出議案の採決後
 - 質疑通告 説明終了後に休憩し、受け付ける。
 - 委員会付託 先例により省略
 - 討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。
 - 採 決 電子採決
- （質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

4 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会第1回正副議長会〔7月1日（火）・埼玉県吉川市〕及び令和7年度県南七市治水大会〔7月9日（水）・埼玉県川口市〕に議員を派遣するため、地方自治法 及び 会議規則の規定により、議決を行うもの。

5 議事日程について

別紙議事日程のとおり

※ 休憩箇所の確認

6 その他

(1) 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

令和7年5月9日告示の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙（市議会議員区分）については、候補者が定数を超えなかったため、選挙は実施しない。

(2) 定例会閉会後の議場について

定例会閉会後の議場について、行事等が予定されていることから紛失等防止のため自席の私物は置いたままにしないようお願いしたい。

検討事項について

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

6月16日の議会運営委員会で本日の議会運営委員会において、「反問権の導入について」協議する次会日程を決めることとしていたため、閉会中の日程についてご協議いただきたい。

令和 7 年草加市議会 6 月定例会

議案の委員会審査結果表

委員会名	付 託 件 名	審査結果
総務文教 委 員 会	第 4 4 号議案 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 3 号）第 1 条 歳入全款、歳出中、総務部及び教育委員会に係る部分	原案可決 （全員）
	第 4 5 号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全員）
	第 4 8 号議案 財産の取得について	原案可決 （全員）
	第 4 9 号議案 訴えの提起について	原案可決 （全員）
	第 5 5 号議案 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決 （全員）
	第 5 6 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全員）
福祉子ども 委 員 会	第 4 4 号議案 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 3 号）第 1 条 歳出中、福祉部及びこども未来部に係る部分	原案可決 （全員）
	第 5 0 号議案 訴えの提起について	原案可決 （全員）
建設環境 委 員 会	第 4 6 号議案 草加市土砂等の堆積の規制に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決 （全員）
	第 4 7 号議案 財産の取得について	原案可決 （全員）
	第 5 1 号議案 損害賠償の額を定めることについて	原案可決 （全員）

令和 7 年 6 月 5 日 招 集

追加提出議案

草加市議会 6 月 定例会

議 案 目 次

第 5 7 号議案	令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 5 号）	別添
-----------	---------------------------------	----

令和 7 年 度

草 加 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 5 号 ）

第 57 号議案

令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度草加市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 335,795 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92,946,497 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 19 日提出

埼玉県草加市長 瀬戸 百合子

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		19,544,337	335,795	19,880,132
	2 国庫補助金	5,686,529	335,795	6,022,324
歳入合計		92,610,702	335,795	92,946,497

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		47,620,097	335,795	47,955,892
	1 社会福祉費	17,646,389	335,795	17,982,184
歳 出 合 計		92,610,702	335,795	92,946,497

草加市一般会計歳入歳出補正予算（第 5 号）事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	19,544,337	335,795	19,880,132
歳入合計	92,610,702	335,795	92,946,497

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費	47,620,097	335,795	47,955,892
歳 出 合 計	92,610,702	335,795	92,946,497

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
335,795			
335,795			

2 歳 入
(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	4,832,608	335,795	5,168,403
計	5,686,529	335,795	6,022,324

14 国庫支出金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費補助金	335,795	重点支援地方交付金（福祉政策課）

3 歳 出
(款) 3 民 生 費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9臨時給付費	784,962	335,795	1,120,757	335,795			
計	17,646,389	335,795	17,982,184	335,795			

3 民 生 費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	2,795	◎定額減税補足給付金給付事業 [福祉政策課] ・ 役務費 ・ 扶助費
19 扶 助 費	333,000	

令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 5 号）

1 概 要

草加市一般会計補正予算（第 5 号）については、歳入歳出予算の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算総額 92,610,702 千円に、歳入歳出それぞれ 335,795 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92,946,497 千円とするものであります。

その内容は、歳入については、国庫支出金の追加を行うものであり、歳出については、定額減税補足給付金給付事業費の追加を行うものであります。

2 歳 出 予 算 財 源 内 訳 一 覧 表
 (個 表)
 03款 民生費
 01項 社会福祉費
 09目 臨時給付費

款 項 目	事 務 事 業 名 及 び 事 業 内 容
03. 01. 09	
	定額減税補足給付金給付事業〔福祉政策課〕 〔補正理由〕 定額減税補足給付金について、令和7年度住民税の課税情報等を用いて対象者及び給付額の算定を行ったところ、国が示した交付金の限度額を基に算定した現計予算額を上回る見込みとなったため、給付費及び事務費の増額を行うものです。
	合 計

単位：千円

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
335,795	335,795				
335,795	重点支援地方交付金（福祉政策課） 335,795				
335,795	335,795				

令和 7 年

草加市議会 6 月定例会

議員提出議案

草加市議会

令和7年6月23日

草加市議会議長 広 田 丈 夫 様

提出者 石 川 祐 一

賛成者 芝 野 勝 利

〃 鈴 木 由 和

〃 佐 藤 憲 和

〃 菊 地 慶 太

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 2 号議案

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化・頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、住居や事務所などの建物をはじめインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の整備は、産業、住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模を踏まえ、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは重要な取組である。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点を当てた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和 6 年 7 月末時点で着手率が約 67% となり、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって政府においては、事前復興まちづくり計画策定に対する防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援を強化するよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 23 日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様

国土交通大臣 様

令和7年6月23日

草加市議会議長 広 田 丈 夫 様

提出者 石 川 祐 一

賛成者 芝 野 勝 利

〃 鈴 木 由 和

〃 佐 藤 憲 和

〃 菊 地 慶 太

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 3 号議案

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育・啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和 7 年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や消費者教育・啓発に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府においては、次の措置を行うよう強く求めるものである。

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講ずること
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること
- 4 新たなシステム整備に当たっては、さらなる機能強化のため、入力情報の詳細化や消費者行政の充実に資する改善を講ずること

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

埼玉県草加市議会

内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣 様
財 務 大 臣 様
消費者及び食品安全担当大臣 様

令和7年6月23日

草加市議会議長 広 田 丈 夫 様

提出者 佐 藤 憲 和

賛成者 芝 野 勝 利

〃 鈴 木 由 和

〃 石 川 祐 一

〃 菊 地 慶 太

診療報酬の引き上げを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 4 号議案

診療報酬の引き上げを求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、地域医療を担う病院・診療所等は、かつてない厳しい経営環境の中でも、住民の健康と命を守るため、懸命な努力を重ねてきた。とりわけ、医療従事者の確保と処遇改善は喫緊の課題であり、その基盤となる診療報酬の在り方は、地域医療体制の持続と質の確保に直結する極めて重要な要素である。

しかしながら、近年の物価高騰の影響による光熱費や材料費の価格上昇、そして人件費が高騰しているにもかかわらず、診療報酬はこれに追いついておらず、医療機関の経営は深刻な危機に直面している。

また、日本医師会・6病院団体合同の声明では、病院をはじめとする医療機関の経営状況は、現在著しく逼迫しており、賃金上昇と物価高騰、さらには日進月歩する医療の技術革新への対応ができない。このままでは人手不足に拍車がかかり、患者さんに適切な医療を提供できなくなるだけでなく、ある日突然、病院をはじめとした医療機関が地域からなくなってしまう。まずは補助金による機動的な対応が必要だが、直近の賃金上昇と物価高騰を踏まえると、令和8年度診療報酬改定の前に期中改定での対応も必要であるとしている。

診療報酬は医療機関の経営基盤であり、その水準が低く据え置かれたままでは、いくら制度改革を推進しても、現場の実態との乖離は広がる一方である。地域医療を守る最後のとりでとしての病院・診療所が、経営難によって撤退を余儀なくされるような事態は、到底看過できるものではない。

よって政府においては、地域医療の崩壊を未然に防ぎ、住民が安心して医療を受けられる体制を守るため、次の事項について措置を講ずるよう強く求めるものである。

- 1 診療報酬の期中改定を実施し、基本診療料を中心に抜本的な引き上げを行うこと
- 2 全ての医療機関を対象にした緊急財政措置を講じ、簡素な手続で補助を受けられる制度を整備すること
- 3 診療報酬等について、賃金・物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組みを導入すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月23日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様
財 務 大 臣 様
厚生労働大臣 様

令和7年6月23日

草加市議会議長 広 田 丈 夫 様

提出者 佐 藤 憲 和

賛成者 芝 野 勝 利

〃 鈴 木 由 和

〃 石 川 祐 一

〃 菊 地 慶 太

中川流域下水道管路陥没事故に関する復旧費用負担等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 5 号議案

中川流域下水道管路陥没事故に関する復旧費用負担等を求める意見書

令和 7 年 1 月、八潮市内で発生した県管理の中川流域下水道管路における大規模な陥没事故は、市民生活に甚大な影響を与え、早期復旧が強く望まれるところである。この事故に関し、埼玉県知事からは一連の復旧に「300 億円規模の経費が見込まれる」との見解が示された。

現時点において埼玉県からは復旧費用の総額、内訳、積算根拠に関する具体的な説明はなく、本市を含む中川流域関連市町への費用負担の有無についても不透明となっている。

仮に復旧費用を草加市が負担する建設負担割合に基づいて試算すると巨額の費用が想定される。もしその費用を草加市が負担することとなった場合、草加市の財政、ひいては市民生活に計り知れない甚大な影響を及ぼすことは明白である。

加えて、八潮市においては、当該事故で市が負担した避難所運営や水道管の工事などの費用を県に請求する方針を明らかにしている。

県管理の下水道管が当該事故の原因である以上、一連の復旧費用については県が負担すべきものである。

よって埼玉県においては、次の対応を行うよう強く求めるものである。

- 1 今回の陥没事故は、埼玉県が管理する中川流域下水道の管路で発生した事案であることから、復旧や補償に係る一切の費用については、流域関連市町に負担が生じないよう、全額負担すること
 - 2 中川流域関連市町に対し、速やかに復旧に関する情報を明確かつ具体的に開示するとともに、関連市町の意向を最大限尊重し、真摯に対応すること
- 以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

埼玉県草加市議会

埼玉県知事 様

令和7年6月23日

草加市議会議長 広 田 丈 夫 様

提出者 平 野 厚 子

賛成者 中 島 綾 菜

〃 菊 地 慶 太

〃 吉 沢 哲 夫

健康保険証の新規発行を再開させ、健康保険証とマイナ保険証の併用使用
の容認を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 6 号議案

健康保険証の新規発行を再開させ、健康保険証とマイナ保険証の併用使用 の容認を求める意見書

マイナンバー関連法の改正により、２０２４年１２月２日をもって健康保険証の新規発行が停止されている。

しかし、保険証機能のマイナンバーカードへの一本化は、本来任意であるはずのカード取得を事実上義務化することにほかならず、いつでもどこでも誰でもが必要なときに医療を受けられる我が国の国民皆保険制度が機能不全に陥ることにつながりかねない。医療現場ではいまだにカードによる資格確認が正確にできない（機械の故障・誤作動・ひもづけ誤り・登録遅延など）トラブルが後を絶たず、マイナ保険証の利用率は、２０２５年４月時点でも２８．６５％にとどまるなど、多くの国民、市民の不安が払拭されているとは到底言えない。

国は、２０２５年４月にマイナ保険証を持たない人に加えて、７５歳以上の後期高齢者などに対して、健康保険証と同様に使える資格確認書を交付する方針を示した。また、５月には、渋谷区、世田谷区において、マイナ保険証の所有の有無にかかわらず、国民健康保険に加入する区民全員に保険証の代わりに資格確認書を独自に配布することを決定している。

マイナ保険証を持たない人だけでなく、健康保険証と同様に使える資格確認書が多くの人に必要であることが示されたわけであるが、健康保険証の新規発行を再開させれば、マイナ保険証を持たない人への資格確認書の交付に係る費用等にわざわざ新たに税金を投ずる必要はない。

よって政府においては、健康保険証の新規発行を再開させ、健康保険証とマイナ保険証の併用使用の容認を求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様
総 務 大 臣 様
厚生労働大臣 様
デジタル大臣 様

議 員 の 派 遣

令和 7 年 6 月 2 3 日

地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び会議規則第 1 6 6 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 東南部正副議長会第 1 回正副議長会

- (1) 派遣目的 東南部正副議長会第 1 回正副議長会への出席
- (2) 派遣場所 埼玉県吉川市
- (3) 派遣期間 令和 7 年 7 月 1 日 (火)
- (4) 派遣議員 田 中 宣 光 議員

2 令和 7 年度県南七市治水大会

- (1) 派遣目的 令和 7 年度県南七市治水大会への参加
- (2) 派遣場所 埼玉県川口市
- (3) 派遣期間 令和 7 年 7 月 9 日 (水)
- (4) 派遣議員 堀 込 彰 二 議員 森 覚 議員 藤原みどり 議員
中 島 綾 菜 議員 菊 地 慶 太 議員 川 崎 久 範 議員
平 山 杏 香 議員 金 井 俊 治 議員 石 川 祐 一 議員
矢 部 正 平 議員 田 中 宣 光 議員 佐 藤 憲 和 議員
斉 藤 雄 二 議員 白 石 孝 雄 議員 芝 野 勝 利 議員
佐 藤 利 器 議員 関 一 幸 議員

令和 7 年 草 加 市 議 会 6 月 定 例 会
議 事 日 程（第 1 9 日）

令和 7 年 6 月 2 3 日（月曜日）
午 前 1 0 時 開 議

- 1 開 議
- 2 議案の上程
- 3 各常任委員長報告
 - △ 総務文教委員長報告
 - △ 福祉子ども委員長報告
 - △ 建設環境委員長報告
- 4 各常任委員長報告に対する質疑
- 5 討 論
- 6 採 決
- 7 市長追加提出議案の報告及び上程
- 8 市長追加提出議案の説明
- 9 市長追加提出議案に対する質疑
- 1 0 委員会付託省略
- 1 1 討 論
- 1 2 採 決
- 1 3 議員提出議案の報告及び上程
- 1 4 議員提出議案の説明
- 1 5 議員提出議案に対する質疑
- 1 6 委員会付託省略
- 1 7 討 論
- 1 8 採 決
- 1 9 議員の派遣
- 2 0 市長あいさつ
- 2 1 閉 会